

米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券2022」事業 実施要綱

I プレミアム付き商品券について

1 事業概要

- (1) 名称 米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券2022」
- (2) 発行者 愛の商品券事業実行委員会
- (3) 発行額 6億5,000万円
- (4) 発行内容 1セット13,000円分を10,000円で販売（プレミアム率30%）
- (5) 販売額 5億円
- (6) 利用期間 ①電子商品券（通称「デジタル愛の商品券」）
令和4年8月10日(水)～令和4年12月31日(土)
②紙商品券（通称「紙版愛の商品券」）
令和4年9月中旬～令和4年12月31日(土)
- (7) 販売方法 スマートフォンアプリ「よねざわ愛の商品券」及び紙媒体による販売
- (8) 応募期間 ①電子商品券：令和4年7月1日(金)～令和4年7月15日(金)
②紙商品券：令和4年8月1日(月)～令和4年8月15日(月)
- (9) 販売期間 ①電子商品券：令和4年8月10日(水)～令和4年9月6日(火)
②紙商品券：令和4年9月中旬予定
- (10) 購入対象者 米沢市内に世帯を有する市民
- (11) 購入限度 電子商品券及び紙商品券合わせて1世帯5セットまで
※申込数が販売総数を上回った場合は、申込数に応じて割り当て口数を調整
- (12) 利用可能店舗 約700店舗(予定)
※公募により広く募集する。

2 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は一般消費者への物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能で
ず。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 紙券の券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 商品返品の際の返金はできません。
- (6) 取扱加盟店で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）
は、あらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場

合はあらかじめ利用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- (8) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (9) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
- (10) 商品券の交換又は売買はできません。
- (11) 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券切手、印紙、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ
- (3) 商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が令和4年12月31日を超えるもの
- (4) 性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ
- (7) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く。）などの不動産に係る支払い
- (8) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの
- (9) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等
- (10) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- (11) やむを得ない理由により取扱加盟店が取扱いを不可としたもの
- (12) その他実行委員会が不相当と認めるもの

II 取扱加盟店の募集概要

1 登録資格

取扱加盟店の登録資格は、当該事業に参加を希望する米沢市内の店舗（事業所）で、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 米沢市内で次の業種を営んでいること
 - ・ 飲食業

- ・小売業
- ・サービス業
- ・理・美容業
- ・洗濯業
- ・道路旅客運送業
- ・運転代行業
- ・宿泊業
- ・観光業

(2) 山形県内に本社または本店を置く法人・個人事業主であること

(3) 電子商品券・紙商品券のいずれも取扱可能であること

(4) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するものでないこと

(5) 米沢市暴力団排除条例平成24年3月28日条例第1号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるものでないこと

(6) 特定の宗教又は政治団体と関わるものでないこと

(7) 公序良俗に反するものでないこと

(8) その他実行委員会が不相当と認めるものでないこと

2 取扱加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

(1) 利用者が利用期間中に商品券及び電子商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。

(2) 取扱加盟店であることが明確になるよう、二次元コード、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。

(3) 利用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインする。また、取扱加盟店控の換金請求書は入金確認が完了するまで保管すること。振り込み着金後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おき下さい。また、登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますのでご注意ください。

(4) 裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。

(5) 偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を実行委員会にも報告すること。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。

(6) 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。

(7) 購入した商品券での直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。

(8) 実行委員会が行う調査へ協力をすること。

(9) 各種規約を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

3 申込から登録まで

(1) 申込期間

第1次募集：令和4年6月15日（水）から6月28日（火）まで

第2次募集：令和4年7月1日（金）～令和4年12月1日（木）

(2) 申込方法

取扱加盟店希望業者は、この募集要項及び本要項最終頁に記載の誓約事項、事業約款に同意のうえ、次の申請方法にて加盟店登録をしていただきます。

◆第1次募集：令和4年6月15日（水）から6月28日（火）

①郵送による申込

取扱加盟店登録申込書兼誓約書にご記入の上、下記までご郵送ください。

(提出先) 〒992-8501 米沢市金池 5-2-25
愛の商品券事業実行委員会事務局（商工課内）

②窓口での申込

取扱加盟店登録申込書兼誓約書にご記入の上、担当へ直接ご提出ください。

(提出先) 米沢市役所 2階4番窓口
愛の商品券事業実行委員会事務局（商工課内）

③FAXによる申込

取扱加盟店登録申込書兼誓約書にご記入の上、下記までご送信ください。

(宛先) 0238-24-4541
愛の商品券事業実行委員会事務局

◆第2次募集：令和4年7月1日（金）～令和4年12月1日（木）

①インターネットでの申込

専用HPから入力申請してください。※専用HPは7/1公開予定

②FAXでの申込

取扱加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項を入力し、FAXにて申請してください。

※FAX番号は、専用HP及び広報よねざわ7/1号折込チラシで公開予定

(3) 登録・確認

申込みのあった事業者については、確認のうえ、取扱加盟店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
 - ② 実行委員会が登録を取り消すと判断した場合
- (4) その他留意事項
- ① 取扱加盟店の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「商品券の使えるお店」として、購入者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
 - ② 取扱加盟店向けのマニュアル・ステッカーを作成し、第1次応募加盟店には7月中に配布予定です。
 - ③ 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、後日配布する取扱加盟店マニュアルを参照してください。
 - ④ 各種規約、募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱加盟店の登録取消、損害金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
 - ⑤ 各種規約、募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、実行委員会がその都度対応を決定します。
 - ⑥ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の利用については事前に実行委員会の承認が必要となります。
 - ⑦ 実行委員会の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

III 換金について

1 換金方法と手順

物品の販売又は役務の提供などの取引において紙券を受け取った取扱加盟店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下の(1)または(2)によることとします。尚、電子券利用の場合は、加盟店での申し出は不要となり、換金スケジュールにて口座への振り込みとなります。振込手数料は事務局にて負担致します。

(1) 利用済み商品券を換金する方法

- ① 利用済み商品券に店舗印が押印あるか確認してください。
- ② 利用済み商品券を輪ゴムで束ねてください。
- ③ 換金請求書に必要事項を記載してください。
- ④ 取扱店舗証明書と②・③と一緒に、換金所窓口へ提出してください。

(2) 共通事項

- ① 入金口座は口座振り込みとなり、振込手数料は事務局にて負担致します。
- ② 換金請求期間は、別表のとおりとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- ③ 換金請求日に応じて入金予定日までに振込いたします。
- ④ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

【誓約事項】

- 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2) 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3) 商品券の再販、再流通を致しません。
- 4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6) 商品券の利用期間中（令和4年8月10日から令和4年12月31日）は取扱加盟店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7) 商品券の取扱、取扱加盟店の責務のほか募集要項及び事業約款に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰する認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9) 商品券の取扱に対して、実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 11) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するものではありません。
- 12) 米沢市暴力団排除条例に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものではございません。
- 13) 感染症対策のため、業種別ガイドラインに規定された取組を行います。

【問合せ先】

愛の商品券事業実行委員会事務局

〒992-0581 米沢市金池 5-2-25

TEL：0238-22-5111（米沢市役所商工課内）

米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券 2022」取扱店登録申込書兼誓約書

申込先：愛の商品券事業実行委員会 FAX 24-4541

令和 年 月 日

私は、米沢市プレミアム付き商品券「愛の商品券 2022」事業募集要領に定める誓約事項に同意し、厳守することを誓約します。また、加入内容の記載事項について確認し申請します。

※ご記入頂いた情報は、各種連絡・情報提供のために利用するほか、加盟店情報としてチラシ、ポスター、ホームページなどへの掲載及びテレビ・新聞・ラジオ・雑誌などでお知らせすることがあります。

※市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに本申請書を提出してください。（コピー可）

※ご記入いただいた個人情報は、適切に管理するとともに本事業遂行の目的以外には使用しません。

事業所名											
事業所所在地	〒 ー 山形県										
法人番号（13桁）											
参加店舗名	※ 事業所名と異なる場合のみお書き下さい。取扱登録店一覧にはこちらの名称を記載します。										
参加店舗所在地	※事業所所在地と異なる場合のみお書きください。取扱登録店一覧にこちらの住所を記載します。 〒 ー 山形県米沢市										
担当者名	ご氏名										
電話番号/FAX	電話番号							FAX			
E-Mail											
参加店舗の業種	<input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 理・美容業 <input type="checkbox"/> 洗濯業 <input type="checkbox"/> 道路旅客運送業 <input type="checkbox"/> 運転代行業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 観光業 （いずれかにチェックをつけてください。）										
QRコード枚数	電子決済する際必要な QR コードの枚数を記入してください。 <div style="text-align: right;">枚</div>										
振込口座情報 この情報は運営事務局に提供します。	金融機関名										
	金融機関コード										
	支店名										
	支店コード										
	種別	普通					当座				
	口座番号	/									
	フリガナ										
口座名義											

別表

1 電子商品券

- (1) 換金方法 指定口座へ自動振込
- (2) 換金頻度 週に1回
- (3) 換金期間 毎週金曜締め
翌々週に自動振込（8月第4週～）
※詳細が決まり次第お知らせします
- (4) 換金手数料 無料
- (5) その他 インターネット環境がない店舗でもお取扱いいただけます。

2 紙商品券

- (1) 換金方法 換金所へ商品券をお持ち込みください。
- (2) 換金所 ①指定口座が米沢信用金庫の場合：米沢信用金庫本支店
②上記以外の場合：愛の商品券事業実行委員会事務局
(米沢市役所2階 商工課内)
- (3) 換金期間 ①指定口座が米沢信用金庫:
令和4年9月第4週～令和5年1月24日（火）（予定）
毎週金曜締め、着金は翌週火曜日（予定）
②上記以外の場合：
令和4年10月第1週～令和5年1月第4週（予定）
毎月末日締切り後、着金は翌週（1月のみ20日締め翌週払い）
※詳細が決まり次第お知らせします
- (4) 換金手数料 無料

